

中日本航空専門学校 航友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、中日本航空専門学校航友会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、本部を岐阜県関市迫間字吉田洞 1577 - 5 中日本航空専門学校内におく。

(支部およびグループ航友会等)

第3条 本会の決議を経て、支部およびグループ航友会をおくことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦を図り、中日本航空専門学校の発展に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次に各号の定める事業を行う。

(1) 会報の発行・頒布

(2) 諸会合の開催

(3) 会員諸団体の助成と支援事業

(4) 準会員に対する助成と支援事業

(5) その他、本会の目的を達成するのに適当と認められる事業

第3章 会員

(組織)

第6条 本会は正会員、準会員、ならびに特別会員をもって組織する。

(会員)

第7条 各会員は次の各号に定めるところによる。

(1) 正 会 員 中日本航空専門学校の卒業生、ただし本校に在籍したことがある者で、代議員会の決議を経たときは正会員とすることができる。

(2) 準 会 員 中日本航空専門学校に在籍している学生。

(3) 特別会員 中日本航空専門学校に在籍中の教職員で役員会において承認された者。

第4章 役員

(名誉会長)

第8条 本会に名誉会長を1名おく。

2 名誉会長には中日本航空専門学校校長を推挙する。

(名誉顧問)

第9条 本会は若干名の名誉顧問をおくことができる。

2 名誉顧問は、元役員の中から役員会の推薦を経て代議員会において選出する。

3 名誉顧問は会長の諮問に応じて助言するものとする。

(顧問)

第10条 本会は若干名の顧問をおくことができる。

2 顧問は、中日本航空専門学校のほか、中日本航空専門学校教職員の中から役員会の議を経て会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、中日本航空専門学校校長のほかは2年とし、再選を妨げない。

4 顧問は会長の諮問に応じて助言するものとする。

(本部役員)

第11条 本会に次の本部役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 10名
- (4) 会計監査 2名

(本部役員)

第12条 本部役員は次により選出する。

(1) 会長、副会長および会計監査は、役員会の推薦を経て、代議員会において正会員の中から選出する。

(2) 幹事は、代議員会において代議員の中から選出する。

(本部役員の職務)

第13条 本部役員会の職務は次のとおり定める。

(1) 会長は本会を代表し、本会を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 幹事は、役員会の構成員となり会務を執行する。

(4) 会計監査は、会計の監査にあたる。

(本部役員の任期)

第14条 本部役員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

2 補欠または増員により選任された本部役員の任期は、他の在任の本部役員の任期終了のときまでとする。

(代議員)

第15条 本会に、別に定める代議員選出規定により選出された代議員をおく。

2 会計監査は代議員の資格を有しない。

(代議員の選出)

第16条 代議員は正会員の中から選出し、その選出方法は別に定める代議員選出規定によるものとする。

(代議員の任期)

第17条 代議員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

2 支部・グループ航友会選出の代議員が、選出母体の役職を退任したため代議員資格を喪失したときは、その後任者が代議員を引き継ぐものとする。

この場合を含め、補欠または増員により選出された代議員の任期は第14条第2項を準用する。

(代議員の職務)

第18条 代議員は通常の会員総会にかわるべき機関としての代議員を構成し、議案の審議・決定にあたる。

第5章 会議

(会議の種類)

第19条 本会に次の会議をおく。

(1) 代議員会

(2) 役員会

(代議員会の性格と構成)

第20条 本会には代議員により構成される代議員会を設ける。

2 代議員会は通常の役員総会に代わるべき、本会の最高決議機関である。

3 名誉会長、名誉顧問、顧問、および会計監査は代議員会に出席し意見を述べることができる。

(代議員会の種類と開催)

第21条 代議員会は、定期代議員会および臨時代議員会とする。

2 定期代議員会は年1回開催する。

3 臨時代議員会は、会長および役員会において必要と認めた場合、または代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(代議員の召集)

第22条 代議員会は会長が招集し、議案を付して代議員会開催日より少なくとも

10日前にはこれを代議員に通知しなければならない。

(代議員会の成立を決議)

第23条 代議員会は、代議員現在数の2分の1以上が出席しなければ、これを開き

決議することができない。

2 欠席の代議員は委任状提出によって出席に変えることができる

3 代議員会の決議は、出席代議員会の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決する。

(代議員会の付議事項)

第24条 次の事項について、代議員会で承認を得なければならない。

(1) 事業計画と収支予算に関する事項

(2) 事業報告と収支予算に関する事項

(3) 役員の選出(名誉会長および顧問を除く)

(4) 資産の取得および処分に関する事項

(5) その他必要と認める事項

(役員会の性格と構成)

第25条 役員会は、会長、副会長、および幹事をもって構成する。

2 定例役員会は、原則として年1回開催する。

3 臨時役員会は、会長が必要と認めたときは、幹事以外の者を出席させ参考意見を述べさせることができる。

(役員会の種類と構成)

第26条 役員会は、定例役員会および臨時役員会とする。

2 定例役員会は、原則として年1回開催する。

3 臨時役員会は、会長が必要と認めた場合、または本部役員の2分の1以上の請求があった場合に開催する。

(役員会の審議事項)

第27条 役員会は、次の事項を審議・決定する。

(1) 代議員会に付議すべき事項

(2) 代議員決議事項の執行に関する事項

(3) 会則施行に必要な細則の制定・改廃に関する事項

(4) 会務の運営に必要な部門設定に関する事項

(5) 支部・グループ航友会・職場支部等から会長に稟議または上申された事項

(6) 第31条の2項により建議された事項

(7) その他、代議員会の決議を要しないもののうち、重要な会務の執行

に関する事項

(役員会の成立を決議)

第28条 役員会の成立と決議は、第23条を準用する。

(代議員会および役員会の議長)

第29条 代議員会および役員会の議長は、次の方法より選出する。

(1) 代議員会の議長は、出席代議員の中から互選する。

(2) 役員会の議長は、会長があたる。

第6章 中日本航空専門学校 航友会同窓会

(航友会同窓会の開催と招集)

第30条 中日本航空専門学校 航友会同窓会（以下「航友会同窓会」と言う。）は、前回の開催から5年を目途に開催し、会長が招集する。

(航友会同窓会の内容)

第31条 航友会同窓会は、会員全員の相互親睦を主とする。

2 航友会同窓会は会長の諮問に応じて助言するほか、出席会員30名以上により建議することができる。

第7章 支部・グループ航友会等

(支部・グループ航友会等)

第32条 本会には、支部・グループ航友会等を設置することができる。

2 支部・グループ航友会・職場支部等に関する規定は、役員会の議を経て別にこれを定める。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第33条 本会の運営に必要な事務の統括、および事務処理を行う事務局をおく。

2 本事務局は、中日本航空専門学校内におく。

3 本会に事務局専従者をおく場合は、役員会の議を経て会長がこれを委嘱する。

第 9 章 会 計

(会計年度)

第 3 4 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

2 本会の決算は、会計年度終了後に行い、収支決算を代議員会に報告しなければならない。

(経費)

第 3 5 条 本会を運営するための経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

(会費)

第 3 6 条 本会の正会員の会費は、これを会費とし 20,000 円とする。

第 3 7 条 本会の準会員は予納金として卒業年次に、入会費 20,000 円を納める。

ただし、卒業した場合は予納金を会費に振り替える。

(会費および予納金の処置)

第 3 8 条 一旦納入した会費および予納金はこれを返還しない。

第 10 章 会 則

(会則の改正)

第 3 9 条 本会則の改正は、代議員の議決を得なくてはならない。

(除名)

第 4 0 条 会員で、本会の体面を汚したものは代議員の決議を得て除名することができる。

第 11 章 補 則

(補則)

第 4 1 条 本会則施行についての細則は、役員会の議を経て別にこれを定める

附 則

- 1 この会則は昭和 61 年 6 月 22 日から施行する。
- 2 この会則は平成 7 年 10 月 22 日に改正する。
- 3 この会則は平成 18 年 5 月 20 日に改正する。
- 4 この会則は平成 30 年 6 月 23 日に改正する。
- 5 この会則は令和 7 年 6 月 14 日に改正する。

中日本航空専門学校航友会支部・グループ航友会設置規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、中日本航空専門学校航友会会則第32条に基づき、航友会支部、グループ航友会（以下、支部等という。）の設置について必要な事項を定める。

(航友会支部)

第2条 航友会支部とは、地域を単位とし、当該地域に在住するすべての正会員を対象として、航友会の目的に従った同窓会組織として航友会代議員会において認定された団体を言う。

(グループ航友会)

第3条 グループ航友会とは、すべての正会員の中から特定の会員資格を有する正会員を対象として、航友会の目的に従った同窓会組織として、航友会代議員会において認定された団体を言う。

第2章 支部等の認定

(申請)

第4条 支部等の認定を得るには、次に掲げる書類を航友会事務局（以下本部という）に提出しなければならない。

- (1) 支部等設置申請書
- (2) 支部等活動計画書
- (3) 支部等規約
- (4) その他（役員名簿・会員名簿・予算書）

(仮支部等の認可)

第5条 支部等の認定は、航友会代議員会において設置申請について審議した結果、支部等として認定する場合は、仮支部等として認可される。

(支部等の認定)

第6条 仮支部等として認可された後、2年間本規程に従い運営した結果を航友会代議員会にて審査し、正式に支部等として認定される。

(取り消し)

第7条 仮支部等として認可された期間において、本規程に反した場合は、仮支部等の認可は取り消される。

- 2 認定された支部等において本規程に反した場合は、航友会代議員会において審議した結果、認定を取り消される場合がある。

第3章 支部等事業

(事業)

第8条 支部等は、次の各号に示す事業を行う。

- (1) 支部等会員相互の親睦に関する事。
- (2) 会員の入退会および会費の徴収に関する事。
- (3) 支部等同窓会の開催に関する事。
- (4) その他支部等の運営に関する事。

第4章 組織

(支部等会員)

第9条 航友会支部会員は、当該航友会支部規約に従い支部に入会した者を言う。

- 2 グループ航友会会員は、当該グループ航友会規約に従いグループ航友会に入会した者を言う。

(支部等会員数)

第10条 会員数は原則として、20名以上とする。

(役員)

第11条 支部等の状況に合わせ、支部等の長ほか役員等をおく。

第5章 運営

(規約)

第12条 支部等の運営は、規約を制定し、その規約に従い適正かつ計画的に運営されなければならない。

- 2 支部等の規約を制定するには、航友会代議員会の承認を得なければならない。

(運営)

第13条 支部等の運営は、支部等の長ほか役員等により運営するものとする。

第6章 会議

(会議)

第14条 支部等は、支部等役員会を開催しなければならない。

(支部等役員会)

第15条 支部等役員会は、原則として1年に1回開催すること。

(支部等総会)

第16条 支部等総会は、必要に応じて開催すること。

第7章 支部等同窓会

(支部等同窓会)

第17条 支部等同窓会は、支部等の状況に合わせ開催すること。

第8章 会計

(会計業務)

第18条 支部等の長は、支部の会計業務を総括し、本部に対して年次会計報告を行うこと。

- 2 支部等会員には、収支報告を行わなければならない。

(会計年度)

第19条 会計年度は、原則として本部の会計年度とする。

(支部等運営費)

第20条 支部等の運営費は、原則として支部等独自による収入をもって充てる。

- 2 支部等の状況に合わせて、支部会費を徴収する。
- 3 その他本部からの支援金および寄付金をもって充てる。

第9章 補則

(補則)

第21条 本支部等設置規程は、航友会代議員会の議を経て改正することができる。

附則

- 1 この規程は、平成 8 年 10 月 19 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 18 年 5 月 20 日に改正する。
- 3 この細則は、平成 20 年 5 月 31 日に改正する。

空白ページ

中日本航空専門学校航友会支部・グループ航友会支援に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、航友会支部・グループ航友会は、航友会代議員会において認定された航友会支部等（以下支部等という。）への支援に関する事項について定める。

2 航友会代議員会において許可された仮支部等に対しても、第 1 項は準用する。

(条件)

第 2 条 支部等の支援の条件は、支部等の運営が支部等規約に従い適正かつ計画的に運営するとともに、航友会事務局と連絡を密にしなければならない。

(支援)

第 3 条 支援等に対して、次の各号に示す事項を支援する。

- (1) 航友会の所有している情報、資料の提出。
- (2) 支部等同窓会の開催に要する通信業務の費用。
- (3) 会員数に対応した支援金。

会員数 20 名～49 名	50,000 円
会員数 50 名～99 名	100,000 円
会員数 100 名～149 名	150,000 円
会員数 150 名～	200,000 円

- (4) 支部等開発のための、その他支援業務。

附 則

- 1. 本支部会等支援に関する細則は航友会代議員会の議を経て改正することができる。
- 2. この細則は、平成 8 年 10 月 19 日から施行する。
- 3. この細則は、平成 18 年 5 月 20 日に改正する。
- 4. この細則は、平成 20 年 5 月 31 日に改正する。

中日本航空専門学校 同期会等への支援に関する規程

(目的)

第1条 正会員（卒業生）の同期会等（卒業生が集い親睦を図る会を指す）の開催とその準備段階における経費負担等を軽減し、開催を支援すると共に、航友会の発展に寄与することを目的とする。

(支援の内容)

第2条 支援の内容は以下のとおりとする。

- (1) 通信費（開催案内文等）
- (2) 祝儀
- (3) 航友会資料、及び情報の提供
- (4) その他会長又は役員会が必要と認めた事項

(支援の基準)

第3条 経費に対する支援は同期会等を開催しようとする者（以降、幹事と呼ぶ）が立替えた実費精算を基本とし、基準は以下のとおりとする。

(1) 通信費

- a. 通信発送者数
通信発送数 10 名以上を基準とする
- b. 支援金額
通信発送者 1 名に対して 200 円とする。
- c. 同一の会に対する支援は年 1 回までとする。

(2) 祝儀

- a. 参加人数
参加した卒業生数 5 名以上を基準とする。
- b. 祝儀金額
参加した卒業生 1 名に対して一律 2000 円を支給する。
- c. 同一の会に対する祝儀は年 1 回までとする。

(支払い条件)

第4条 経費に対する支援の支払い条件は以下のとおりとする。本部事務局長が条件を満たしていると判断した場合、幹事に対して支援を行う。

(1) 通信費

幹事は以下を本部事務局に提出すること。

- a. 発送した同窓会等案内文
- b. 発送した名簿

c. 領収書

(2) 祝儀

幹事は同期会等の開催前に航友会ホームページを通して、本部事務局長又は事業委員長に開催の概要を連絡すること。

幹事は同期会等の開催後に以下を本部事務局に提出し、次の a 及び b 項を航友会ホームページに掲載することについて、会の参加者全員から了承を得ること。

a. 開催の記事

b. 集合写真（人数の分かる物）及び雰囲気の分かる写真 2 点以上

c. 参加者名簿（卒業年と卒業学科）

d. 領収書

（請求方法）

第 5 条 幹事は航友会ホームページを通して、航友会所定の様式に、必要事項並びに提出書類等を添付して、航友会事務局まで申し込むこと。

連絡先 中日本航空専門学校学校 航友会 事務局 TEL：「0575-24-2521」

附則

1. 本規定は航友会代議員会の議を経て改正することができる。

2. この規定は、平成 8 年 10 月 19 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 5 月 20 日に改正する。

この規定は、令和 7 年 8 月 25 日に改正する。

中日本航空専門学校航友会 代議員選出規定

(目的)

第1条 この規定は、中日本航空専門学校航友会会則第14条、および第15条に基づき、代議員の選出について必要な事項を定める。

(代議員の定数)

第2条 代議員の数は、第3条(1)号により選出される人数(以下、基礎定数という。)を25名以下とし、それに第3条(2)号、および(3)号により選出された人数を加えた数とする。

(代議員の選出)

第3条 代議員の任期満了に先立ち、(1)(2)号および(3)号により、定期代議員会において次期代議員を選出する。ただし、(2)号、および、(3)号の場合は、選任決議を要せず、代議員会はその旨を承認する。

(1) 正会員からの立候補または役員会が推薦する候補者の中から、代議員会において選任する。

(2) 各支部の支部長、副支部長、または事務局長の中から1名を代議員とする。

(3) 各グループ航友会の代表者1名を代議員とする。

2 第3条(1)号により選出される基礎定数(25名以下)は、原則として学科別卒業生比率を考慮した人数配分となるよう選任する。

3 会長、副会長が、代議員以外の正会員の中から選任された場合は、当該会長および副会長に代議員資格を付与する。

(代議員候補者の要件)

第4条 第3条(1)号の代議員候補者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 正会員の中から立候補し、正会員20名以上の賛同を得たものとする。

ただし、賛同できる数は、正会員1人について1立候補のみとする。

(2) 正会員の中から、役員会の議を経て推薦された者。

(代議員会における代理出席の特例)

第5条 支部・グループ航友会の代議員が、代議員会に当該支部・グループ航友会等として1人も出席できない場合は代理出席を認めることができる。

2 代理出席できるものは、当該支部。グループ航友会選出代議員から委任を受けた場合にかぎり、代議員会における議決権を認める。

附 則

- 1 本規定は、平成 7 年 10 月 22 日から施行する。
- 2 この規定は平成 13 年 10 月 20 日に改正する。
- 3 この規定は平成 18 年 5 月 20 日に改正する。